生　徒　心　得

1　登下校

（1）欠席・遅刻をする場合は必ず担任へ連絡すること。　（熱田高校 052-652-5858）

（2）通学途中は交通規則を守り交通安全に留意すること。

（3）自動車・バイク・原付による通学は一切認めない。また友人による送迎も不可。

（4）通学用自転車は、登録シールを貼り、所定の駐輪場に停めること。

2　校内生活

（1）登校後は、中抜けをしたり校外へ出たりしないこと。

（2）いかなる理由があっても暴力行為・暴言は認めない。また自分がされて嫌だと思うことを人にしないこと。

（3）学校における服装は社会常識にかなったものとする。

（4）式典の服装は、学生服またはスーツ等の式典にふさわしいものとする。

（5）学校敷地内および学校付近での喫煙（同席を含む）を固く禁止する。また、たばこの所持も認めない。

（6）成人者でも酒気帯びでの登校を固く禁止する。

（7）社会常識に反するような男女交際は厳に慎むこと。

（8）生徒間での金品の貸し借りをしないこと。また高額な金銭や貴重品は持ってこないこと。

（9）ロッカーには各自で鍵を付け盗難防止に努めると同時に、私物の管理を十分にすること。

（10）学校諸費は毎月決められた日に事務室で納めること。

（11）日直当番は教室の美化に努め、黒板消し、戸締り、日誌の記録を行うこと。

（12）学校の施設・備品・機材等は、使用規定に従い大切に安全に使用すること。また、破損・損壊などしないこと。

3　授業

（1）私語をしたり、立ち歩いたりしないこと。

（2）各時限、始業時には授業の準備をして指定の席についていること。

（3）授業中の携帯電話の使用を禁止する。電源を切りカバンにしまうこと。

（4）授業中に飲食をしない。

（5）他の生徒への迷惑行為や授業妨害をしない。

4　給食

（1）給食は全員とること。また、食器・イスの片付けは各自ですること。

（2）食堂内での携帯電話による通話、および給食以外の飲食を禁止する。

忌 引 規 定

1　次の者の死亡の場合は忌引とし、出席しなければならない日数に算入しない。

（1）父母　７日以内。

（2）祖父母・兄弟・姉妹　３日以内。ただし世帯を異にする場合は１日。

（3）伯叔父母・甥・姪　１日。

（4）父母またはその世帯が営む親族の忌明・一周忌　１日。

（5）その他の場合　その都度定める。

2　葬儀のため遠隔地におもむく必要のある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。